

第1回水産流通適正化制度検討会議

(議事要旨)

- 日 時：令和3年5月17日(月) 13:00~15:00
- 場 所：農林水産省8階 水産庁中央会議室
- 出席委員：別紙のとおり
- 当 方：山口水産庁長官、倉重漁政部長、天野加工流通課長、櫻井裁培養殖課長
- 議 題：特定第一種水産動植物等の指定基準について

- 水産庁から「(資料3)水産流通適正化法について」及び「(資料4)特定第一種水産動植物にかかる論点」について説明。
- 委員からの主な意見は以下のとおり。

<特定第一種水産動植物の指定基準について>

- 指定基準についてはバランスが取れていると思う。現時点でリスクが顕在化しているものだけでなく将来的なリスクも想定する必要がある。ナマコやアワビを規制すれば他魚種に密漁が波及する可能性があり、他の魚種の指定についても検討いただき、全魚種指定を目指していただきたい。また、養殖の種苗を天然に依存している魚種は選別の対象として検討してはどうか。
- 指定基準に異論はない。特に指定基準の実行可能性の観点が非常に大事。まずはナマコ・アワビをしっかりとやっていってもらい、今後の魚種の追加についても、単に基準を当てはめるだけではなく、実行可能性を十分勘案の上、漁業者・事業者の声を十二分に聞くシステムを構築し反映してほしい。また、ナマコ・アワビを指定することで他の魚種が狙われては本末転倒。施行と同時に現場の取り締まりをしっかりとお願いしたい。
- 北海道でナマコの密漁は多くみられている。また、他の魚種でも検挙されず別ルートの流通が行われている実態もあるため、検挙数だけでなくそのあたりも加味していただきたい。また、制度の実施にあたっては現場に混乱が生じないよう現場の声を聴いてほしい。
- 指定基準については事業者の負担や実行可能性が重要。また、ナマコ・アワビは沿岸の浅い海で採捕されるが、資源保護のため、とり控えされたりすることもあることから、漁獲量も重要だが「資源量」でみることも大事なのではないか。
- 指定基準については特に異論なし。しっかりと機能する仕組みを構築してもらいたい。
- 指定基準について異論なし。加えて、漁業者感情を踏まえて、資源管理対象魚種や、栽培対象魚種などの視点も取り入れてはどうか。漁業者が種苗を買って放流する栽培漁業を推進しても、密漁されてしまえば、資源への悪影響のみならず、漁業者が資源管理意欲を失ってしまうことが大きな問題である。

- 指定基準の考え方は問題ないと思う。検挙件数の基準については、個人なのか組織的かなど、そういった内容も反映されるとよいと思う。魚種については段階的に優先度の高いものから指定していくと思うが、今後魚種追加を検討する際も、この指定基準は不変なのか。
- 4つの指定基準の考え方については良いと思う。水産物の単価については、コロナもあったのでこのタイミングの価格でよいのか等、検討の余地があると思う。
- アワビやナマコが規制されれば、近場にあるほかの魚種を狙って獲っていくことになると思うので、対象魚種を広げた方がよいと考える。
- 現時点で、対象魚種の拡大は、現場への負担が大きいことが想定されるが、持続的な漁業のため、ハードルを下げずにやっていくべき。
- 魚種指定の考え方については、実行可能性や事業者の負担を十分に配慮する必要がある。
- ナマコやアワビは漁獲量が減少する一方、栽培漁業等が構築されていくと思う。指定基準は恒久的ではないという話があったが、養殖や栽培により生産量が増えていったりした場合は運用としてどうなるのか。
- 対象魚種は今後全魚種に拡大されるのか。増やす場合は例えば毎年定期的に増やすのか等どういうイメージか。
- 指定基準については賛成。ナマコ、アワビを規制することで密漁リスクは他の魚種に移っていくことから、魚種全体に拡大していくロードマップが必要だと考えている。
- 基準については、まずこの基準でやっていくというのはよいが、その後基準をどうしていくかはステークホルダーの意見をよく聞く必要があり、定期的に改善できる仕組みが重要。
- シラスウナギも今回の基準にすべて合致している。これまでシラスウナギについては問題と理解されながらも中々アプローチできなかった魚種。
- 中央卸売市場の仲卸業者は、原則として、卸売業者が集荷した生鮮食料品等を販売するため、卸売業者による適切な集荷機能が果たられることで、仲卸業者の分荷機能も同じように発揮されていくものだと思っている。ただし、改正卸売市場法が昨年6月21日に施行され、取引等の規制は緩和され、例えば、仲卸業者の直荷引きも同様に緩和されたことから、本法による規制と整合性が確保できるよう皆様とともに議論していきたい。それと、アワビとナマコが指定されたら次はウニ、サザエが密漁の対象となり得るのではないかと。もっと幅広く規制をかけていった方がよいと考えている。

- 海外でも日本のウナギは問題視されている。シラスウナギの漁獲量は減っているし、管理も不十分であり、危機感を持たれている。施行時に指定するのは困難でも、漁業法のように対象魚種に指定しておいて保留するという形がよいのではないか。

<加工品の指定基準について>

- また、加工品について、原料 50%以上という基準だと現場は混乱すると思う。個別に加工品を指定するのがよいのではないか。
- 加工品の指定については個別指定の方がわかりやすい。
- 加工品の 50%以上という基準では対象が多くなり、判断が難しくなると思うので、米国のように対象を絞った方がよいのではないか。
- 例えばナマコの内臓を使った乾物や塩辛はどのような取り扱いになるか。
- 加工品について、塩蔵ナマコが 51%塩、49%ナマコとなる場合は規制の対象外となるのか。詳細は個別品目で指定した方がよいのではないか。

<その他>

- 産地からみると、どんな魚種が指定されても流通のルールは同じなので電子化の対応としては変わらない。ルールの中でまじめに取り組む生産者が不利益にならないようなシステム構築が必要。また、改ざんやなりすましなどにも対応できるシステム作りが必要だと考えている。
- 今後漁獲番号が付いていないものは排除していくことになると思うが、市場では受託拒否が禁止されていることもある。こちらとしても荷受けを拒否するのは極力避けたいと思っているが、違法漁獲物は拒否していくつもり。一方、適正な漁業者が混獲などでナマコが取れてしまったとき、制度をよく知らずに番号のないまま流通させてしまうこともある。そういったことで現場が混乱しないよう、制度の周知については十分をお願いしたい。

(別紙)

水産流通適正化制度検討会議 委員名簿

氏名	所属・役職
網野 裕美	一般社団法人 全国水産卸協会 会長
植松 周平	WWF ジャパン気候エネルギー・海洋水産室
大友 俊一	株式会社 S J C 常務取締役
小笠原 宏一	留萌地区漁協青年部連絡協議会 会長
小川 伸二	有限会社与助丸商店 代表取締役
菊池 元宏	北海道漁業協同組合連合会 代表理事副会長
品川 佳之	品川水産株式会社 代表取締役
竹葉 有記	全国水産加工業協同組合連合会 代表理事専務
長岡 英典	大日本水産会 常務
中村 圭吾	山口県庁水産振興課 課長
花岡 和佳男	株式会社シーフードレガシー 代表取締役
濱田 武士	北海学園大学 教授
藤田 瑞代	北海道庁水産経営課 水産食品担当課長
星 圭一	マルハニチロ(株)水産商事ユニット水産第二部 副部長兼特種課長
三浦 秀樹	全国漁業協同組合連合会 常務理事
山崎 康弘	全国水産物卸組合連合会 常任理事
湯山 一樹	(株)イトーヨーカ堂鮮魚部マーチャンダイザー